

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○星野愛斗君 皆さん、こんにちは。熊本維新の会・熊本市第二区・星野愛斗です。今回、3回目の質問になります。

早いものでもう2年がたとうとしておりまして、相変わらずこの場に立つと、非常に緊張しております。まだまだちょっと言葉に詰まるところがあるかもしれませんが、御容赦いただければと思います。

それから、今回の質問、先ほどの岩中議員、ちょっと同様に、観光と県有地の考え方とそれからSNSの考え方と、多分に重複している部分があるかと思いますが、その辺りちょっと皆さん、御容赦いただけたらというふうに思います。少し切り口を変えて質問に臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1つ目、質問に入らせていただきます。

熊本の観光振興についてです。

2月9日の熊日新聞に、民間企業の調査結果として、熊本県の2023年度の外国人旅行者が、コロナ禍前の2倍を超え、全国一の伸びであることが報じられました。

このすばらしい成長を支えている要因の一つとして、県庁前のルフィ像をはじめ、県内10か所に設置されたワンピース像が上げられています。

ワンピース像は、多くの観光客を引き寄せ、今や熊本の観光名所としての地位を確立しました。その影響力は計り知れず、海外の様々な国や地域から、多くの旅行者がこの像を目当てに熊本を訪れています。

中には、この10か所全てのワンピース像をタクシーで回り、制覇をしようという外国の方もおり、円安の影響もあり、1周5万円ほどで回っているとの話も耳にしています。大変ありがたい話で、この熊本の宝とも言える観光資源を有効に使わない手はありません。

しかし、現状を見ますと、観光客の多くは、像を見て、写真を撮るだけで、その後の買物や食事などの滞在型観光にはあまりつながっていないという課題もあるのではないのでしょうか。

観光資源を最大限に活用し、地域経済の活性化を図るためにも、県庁舎やその周辺のプロムナード等をもっと活用することが重要であると考えます。例えば、観光客が訪れた際には、さらに楽しんでもらえるような取組として、『ONE PIECE』関連のグッズ販売や県内の特産品を使った飲食メニューの提供などが考えられます。

来年は、ONE PIECE熊本復興プロジェクトが10年目を迎え、この節目のタイミングを逃すことなく、さらなる観光振興につなげるための具体的な施策が今後の鍵を握ります。

さらに、熊本には、ワンピース像以外にも、各地域にそれぞれ魅力的な観光資源が豊富に存在しています。これらの資源を相互に補完し合いながら、県内全体で、また九州各県とも連携をしながら、官民一体となって熊本の観光の魅力を最大限に引き出すことが求められると思います。

そこで、以下についてお尋ねします。

近年の熊本県の観光動向について、延べ宿泊者数、延べ入り込み客数、観光消費額、観光消費単価など、コロナ後の5年間の推移を踏まえ、県としてどのように分析をしているのか。特に、コロナ禍の影響を受けた後の回復が遅れている分野があれば、どのように捉えているのか。国内観光客及びインバウンドの動向は、どのように変化をしているのか。

次に、それらの分析を踏まえ、今後の観光戦略として、来年のONE PIECE熊本復興プロジェクト10年目を迎えるタイミングで、好調な観光地のさらなる充実策や観光消費単価の向上に向けた施策をどのように考えているのか。

最後に、熊本県の観光振興において、九州各県との連携や県内の自治体、民間との協力体制について、観光ルートの設定や広報活動の取組の現状をお伺いします。

以上3点、県の観光振興施策の現状や考え方について、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長倉光麻里子さん登壇〕

○観光文化部長(倉光麻里子さん) まず、本県の観光動向の概要とその受け止めについてお答えします。

本県の令和5年の延べ宿泊者数は約840万人と過去最多、観光消費額も約3,733億円と過去最高額となりました。また、令和6年の観光庁統計速報値によりますと、外国人延べ宿泊者数は約144万人となり、過去最多を更新しています。

これら好調の要因は、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症と豪雨災害により激減した観光客数が、旅行需要喚起策や魅力ある観光地域づくりに加え、TSMC進出、国際線の充実、国際スポーツ大会の開催等、好機を捉えた国内外でのPRにより回復したものと認識しています。

一方、好調なインバウンド需要とは対照的に、令和6年の日本人延べ宿泊者数は、昨年より12%減少し、約653万人となりました。加えて、県内各地の観光客の回復に差が生じていることから、引き続き、地域の特性に合わせた誘客対策の実施や二次交通の充実、特別な体験を提供する観光の高付加価値化などを推進していきたいと考えています。

次に、ONE PIECE熊本復興プロジェクトに関するさらなる施策についてお答えします。

県内10か所に設置した麦わらの一味の銅像は、多くの観光客、特にインバウンド客を誘引しています。

議員御指摘のとおり、これらの銅像と周辺観光地が今後さらに連携、相互補完することで、観光消費の拡大、滞在型観光の促進など、その効果を最大化していく必要があると認識しています。

そのため、清和文楽や南阿蘇鉄道などの地域資源とのコラボレーションや銅像周辺店舗におけるお土産品の販売等を推進するとともに、銅像へのアクセスや周辺観光地を紹介するガイドブックも作成し、訪れる方に長く滞在していただけるよう取り組んでいるところです。

さらなる取組として、麦わらの一味の銅像を中心に、周辺観光地も周遊する2日間のバスツアーを交通事業者との連携により造成し、来月26日から運行を開始することとしております。ツアーでは、銅像

の制作秘話の紹介や物産館等での買物、熊本地震震災ミュージアムへの訪問など、豊富なメニューを含む内容となっています。

最後に、九州各県や市町村、民間との協力体制についてお答えします。

新たな観光資源の発掘や観光ルートの設定については、地元市町村や観光協会、旅行会社などと協働して取り組んでいます。また、滞在時間、移動距離が長いインバウンド客に対しては、九州観光機構を中心に、九州各県と連携を図りながらプロモーションを行っています。

令和8年夏には、JRグループをはじめ、官民一体となって熊本デスティネーションキャンペーンを実施します。この好機を逃さず、より効果的な誘客施策を展開できるよう、オール熊本で取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 観光文化部長の御答弁を伺い、熊本県の観光が順調に回復をし、特に外国人観光客の増加が顕著であることを改めて認識しました。一方で、日本人宿泊者数の減少や地域による観光客の回復の差については、重要な課題として引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、ワンピース像をはじめとする観光資源のさらなる活用や新たに運行されるバスツアーの開始など、観光消費の拡大や滞在時間の延長を意識した施策が進められている点は、大変心強く感じます。

と同時に、ワンピース像の中でも目玉であるルフィ像がある県庁は、特に休日は県庁が閉まっていることも影響し、観光客がせっかく訪れても、その後の行動につながらず、先ほどの繰り返しになりますが、そのまま帰ってしまうというような状況も多々見受けられますので、これは非常にもったいないことでありますので、今後は、県庁そのものを観光資源の一つとして捉え、プロムナード等のスペースを活用した観光施策に取り組むことも考えられるのではないかと思います。

ちなみに、本日の熊日新聞では、外国人の消費単価がお隣福岡県に比べて半額以下との記事がありました。これは、課題であると同時に、強みともなり得ますので、この辺りもうまく生かしながら取組を進めていただけたらというふうに思います。

さらに、九州各県との連携により、広域的な観光ルートの設定やインバウンド向けのプロモーションが進められていること、熊本が九州観光の中核としてさらに存在感を高められるよう、引き続き取り組んでいただきますとともに、御答弁にもありましたとおり、令和8年の熊本デスティネーションキャンペーンは、熊本の観光をさらに飛躍させる絶好の機会となりますので、この機運を最大限に生かし、県内各地の観光資源をより一層磨き上げ、訪れた方々がまた来たいと思えるような仕組みづくりに期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目、県営住宅についてです。

近年、日本全国で公営住宅の在り方が問われています。少子高齢化が進み、住民ニーズが変化する中で、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという本来の公営住宅の役割を十分に果たしているのか、適正な管理が行われているのかが重要な課題となっています。特に、空室対策、老朽化した住宅の

再編、ペット飼育の可否等が、各自治体において議論されています。

本県においても、県営住宅の空室率に課題があります。県内平均の入居率は約80%ほどですが、熊本市内の人気エリアでは100%で常に埋まっている住宅もある一方で、7割程度しか埋まっていない物件も存在しています。特に、一般的には古い住宅は敬遠されがちであり、こうした住宅の再編や活用についても検討が必要とされています。

これらの問題に対処するために、一部の地域では、空室の多い住宅に対し、従来の年2回の募集から常時募集を導入する試みも行われ、内覧後に入居できるということで一定の好評を得ていると伺っていますが、依然として空室問題は解決されていません。

全国的に見ても、公営住宅の入居率の低下が課題とされ、都市部ではほぼ満室の住宅もある一方、地方の住宅では空室率が高いケースもあり、やはり地域による格差が顕著になっています。

こうした中、自治体によっては、空室を減らすための施策として、ペット可の公営住宅の試験導入や高齢者向けのバリアフリー改修を進めるなどの対応を模索しています。

例えば、兵庫県神戸市では、ペット共生住宅として、一部の市営住宅で小型犬や猫の飼育を許可する制度を導入しており、また、大阪の府営住宅では、原則としてペットの飼育は禁止ですが、入居世帯の8割以上がペットの飼育に同意していることに加えて、飼育ルールの策定やペットクラブの結成等を条件に、一部の住宅でペットの飼育が認められています。

また、UR都市機構、旧住宅公団でも、ペットと共生できる住宅を提供する動きがあり、ペット共生型住宅の需要は全国的に増えているように見えます。しかしながら、公営住宅においては、まだまだペット可の事例は極めて少ない状況です。

熊本県では、災害公営住宅の整備が進んでおり、これらの住宅の一部ではペットの飼育が許可されているケースもあります。しかし、それは時限的で限定的な例であり、やはり県営住宅においては、原則ペット禁止はいまだに変わっていません。

ペットとの共生は、単なる生活の快適さだけでなく、社会的、健康的なメリットも期待されています。特に、高齢者の増加が進む中で、ペットの存在は認知症予防や孤独感の軽減に寄与するとされており、多くの自治体がこの点に注目しています。ペットを飼うことで、定期的な散歩や地域での交流が促されることにより、健康の維持や地域社会との結びつきを強める効果も期待されています。このため、県営住宅でのペット飼育を認めることは、高齢者福祉の向上や県民の生活の質の向上に資する可能性があると考えられます。

このような背景の下、本県では、木村知事が動物愛護日本一を掲げ、ペットに関する施策を積極的に進めてくださっております。木村知事のマニフェストにもありました、原則禁止の県営住宅でのペット同居可への転換、この点に期待する声は、この1年で何度も耳にいたしました。

こうした状況を踏まえ、熊本県の県営住宅に関して、次の点についてお伺いしたいと思います。

1点目、県営住宅の空室対策について。

県営住宅の入居率は、県内平均で8割とのことですが、市内では100%埋まっている住宅がある一方

で、7割程度しか埋まっていない物件も存在しています。一般的に古い住宅には人気がない傾向があると思いますが、これらの空室対策について、どのような施策を検討されているのでしょうか。

特に、常時募集を導入した地域での効果や今後の募集方法の見直しの予定があれば、併せてお教えてください。

2点目は、県営住宅におけるペットとの同居について。

災害公営住宅では、ペット可の事例があるが、県営住宅ではどのような課題があると考えられるのか。

また、住民のニーズ調査やペット同居可とした場合の管理体制など、様々な検討が必要だと思われるが、具体的にどのような対応を想定しているのか。

以上2点、土木部長に伺います。

〔土木部長宮島哲哉君登壇〕

○土木部長(宮島哲哉君) 県営住宅は、住宅に困窮する方に、所得等に応じて低廉な家賃で賃貸することを目的として整備しており、入居希望者の多様なニーズに応えられるよう、改善を重ねながら運営しています。

まず、1点目の空室対策についてお答えします。

県営住宅の空室については、近年少しずつ増加し、令和7年1月末時点で全体8,524戸の約2割に当たる1,700戸余りが空室になっていますが、ユニバーサルデザイン仕様での改修や令和3年度から導入した常時募集等の入居促進対策により、空室の増加に歯止めがかかりつつあります。

常時募集の効果については、随時申込みが可能となり、事前に室内の確認もできることが入居の促進につながり、令和6年11月末までに募集を行った317戸に対して、286戸の入居がぁっています。

一方、議員御指摘のとおり、立地条件や部屋の仕様が入居希望者の意向に合わず、入居が進まない住宅もあります。

このため、通学や買物など生活の利便性がよく、より多くの入居希望者が見込まれる住戸から優先して改修工事を実施しています。さらには、新たに子育て世代に対応した住戸仕様を導入することとしており、これらに必要な予算を今定例会に提案しています。

また、募集方法の見直しについては、特に子育て世代の入居を促進するため、入居申込みの際の優遇措置の対象とする子供を小学校卒業前の子から18歳未満の子に変更するなど、改善を行ったところです。

今後も、入居者や入居希望者の意向、課題を継続して把握し、ハード、ソフトの両面から空室の解消に取り組んでまいります。

次に、2点目のペットとの同居についてお答えします。

県営住宅では、現在、動物アレルギーがある、またはペットが苦手な入居者に配慮して、ペットとの同居を禁止しており、やむなく入居を断念する方もおられる状況です。

ペット同居は、県営住宅においても対応が必要なニーズの一つであり、入居者の健康に配慮しつつ、

お気持ちを受け止めながら検討を進めることが非常に重要であると考えています。

そこで、まずは他の自治体や民間の共同住宅における取組について、情報収集を行ってきました。

近年、民間の共同住宅においては、動物愛護に対する意識の高まりを受け、ペット同居が可能な物件の供給が増加傾向にあります。

また、県内の市町村においては、議員御紹介のとおり、新しく建設した災害公営住宅などで、被災者に寄り添う観点からペット同居を認めた事例があります。

加えて、東京都健康長寿医療センターの報告によると、ペットとの同居は、高齢者にとって認知症の予防や介護費の抑制に効果があることが公表されています。

その一方で、県外の既存の公営住宅でペット同居を試行した結果、入居者から、ふん尿の不始末や鳴き声に関する多くの反対意見があり、理解が得られなかった事例もあります。

今後は、自治会や団地入居者の意向をしっかりと把握し、関係機関と連携しながら、必要なルールづくりや入居者の合意形成の手法、ペットを受け入れてもらうための自主的な活動などについて、検討を行ってまいります。

引き続き、住宅に困窮する方に寄り添いながら、健康で安全に、安心して生活できる県営住宅を提供できるよう、取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 土木部長に御答弁いただきました。

空室対策として、常時募集が数値的に大きな成果を上げている点は、非常によい取組だと感じました。今後のユニバーサルデザインへの改修についても、着実に進めていただきたいと思います。

また、人口減少が進む一方で、高齢者の増加に伴い、県営住宅の需要も変化していくことが予想されます。そのため、県住宅マスタープランを軸にしつつも、状況に応じた柔軟な対応をお願い申し上げます。

次に、ペットとの同居についてですが、御答弁のとおり、様々な課題があり、簡単には進められないとのことでした。

しかし、実際に私の元には、ペット可の県営住宅の件はどうなったのかと、そういった声が度々寄せられます。ちょうど1年前の県知事選の選挙期間中に、あれがあるから木村候補に投票したよというような声も実際にありまして、県民のその投票行動にまで影響を与えております。それだけに、知事的一声は、県民にとっても大きな意味を持つものと感じております。

ですので、御答弁にありました取組に加え、他の自治体の成功事例等を着実に、具体的に分析をしていただき、その上で知事の強力なリーダーシップの下で課題を乗り越えていただきたくお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。よろしくお願いいたします。

3つ目、県民に開かれた県政についてお尋ねします。

民主主義の根幹は、国民が政治に参加し、意思決定のプロセスに関与できることにあると思います。そのため、行政がどのような判断を行い、どのような施策を進めているかといった情報を、国民が知る

こと、知ることができることが重要になります。そして、行政の情報は、本来国民のものであることから、情報の透明性を確保することが、行政の信頼を高め、政策の正当性を担保することにつながります。

このことは地方自治においても同様で、県においては、情報の透明性を高め、さらに、地域住民の声を反映させながら政策が決定、執行されていくことが求められています。そのため、住民が県政の実態を正しく理解し、議論し、意見を表明できる環境を整備し、県民が参加しやすい県政を目指す必要があると考えます。

こうした開かれた県政を目指すための重要な施策として、情報公開制度があります。熊本県の情報公開条例の第 1 章第 1 条には、「県政に関する県民の知る権利を尊重し、」——一部中略しますが、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資することを目的とする。」とうたわれています。

この情報公開制度は、県民が主体となり、県政に参加するための重要な仕組みですが、この制度が適切に行われていなければ、県民は県政の情報を正しく知ることができず、県の判断を検証する機会を失い、結果的に県政に対する信頼を損なうことにもつながります。

本県における令和 5 年度情報公開条例に基づく開示請求、開示申出に対する決定等の件数は 869 件で、前年度の 644 件よりも 225 件増加しています。それだけ県政への関心が高まっていることの表れかと思いますが、一方で、制度を利用した方からは、不開示や不存在の情報が多い、開示までの時間がかかり過ぎるとの声も聞こえています。

また、開示請求に対する開示、不開示等の決定に不服がある場合に行う審査請求については、令和 4 年度の 6 件から、令和 5 年度には 15 件に増加をしています。

実際に、審査請求から裁決に至るまでの期間については、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問する必要もあるため、1 年以上かかるケースもあるようですが、審査請求件数の増加を踏まえ、期間の短縮や審議会委員の負担軽減を図る観点からも、改善策の検討が必要ではないのでしょうか。

次に、県民の意見を施策に反映するための重要な制度として、パブリックコメントや県への提案があります。

まず、パブリックコメント制度については、県政の透明性を高め、県民への説明責任を果たし、県民の積極的な参画と多様な意見を反映した施策の質的向上を目指すという目的の下、県の施策等をホームページで公開し、広く県民の意見を募集する取組であり、これまでも制度の運用を通じて県民の声を施策に反映させる努力が続けられてきました。

しかし、検索エンジンでヒットする古いページでは、最新の意見募集状況が一部反映されていないケースが見られることや、掲載方法が分かりにくく、案件の検索機能もないため、意見募集案件の存在に気づかず、結果的に提出されたコメントが 0 件という案件も多いという声があります。

また、掲載されている資料についても、県の実施要領や要綱の要旨に沿った分かりやすい形で十分な情報が提供されているのか、疑問を感じる案件も見受けられます。そのため、県民が意見を提出する機

会を十分に生かし切れていないケースがあるのではないかと考えます。

本来の目的である県民の声を施策に反映するという点をより実効性のあるものにするため、例えば、改善に向けてアイデアを募集する等の積極的な工夫が求められるのではないのでしょうか。

次に、県への提案制度について、県民の皆様からの県政に関する率直な意見や提案を募り、今後の県政運営に生かしていくというすばらしい取組で、木村知事御就任直後の、従来の知事への直行便を引き継ぐ形で、2024年の4月から、今年度から開始された制度であります。

意見の多かった内容については、公表もされております。しかし、公表される数はごく一部に限定されており、全てが公開されているわけではありません。

また、県民の方からの提案に対し、回答を希望される場合は県から回答をしているのですが、根拠を示すことなく、結論のみの回答であったり、文字数制限があるために提案を分けて送ると、総論として1つの回答が大ざっぱに返ってくるなど、説明が不十分である旨の御意見を県民の方からいただきました。

せっかくのすばらしい取組を始められたのに、このような運用状況が続けば、県民は意見や提案を出す意欲を失い、県としても貴重な意見を取り入れる機会を逸することになります。

そして、こうした県民の意見を県政に生かしていく取組を十分に活用しなければ、知事が掲げる熊本の新しい時代を県民の皆様とともに切り開き、地方創生の完成形を目指す県民が主人公の県政という理念の実現も困難になるのではないのでしょうか。

そこで、県民に開かれた県政の実現のために重要な以下の3つの施策について伺います。

1つ目、情報公開制度について。

情報公開制度の円滑な運用は、県民が県政に参加するための前提条件となりますが、現在の開示請求の処理状況について、迅速かつ適正に対応できていると考えているのか、県の御見解を伺います。

また、審査請求の増加について、県としてどのように分析をし、対応策を講じていくのか、総務部長に併せて伺います。

2つ目、パブリックコメントについて。

県民の意見を県政に反映させるためには、パブリックコメント制度の適正な運用が求められますが、県のホームページにおける意見募集のページの分かりにくさや検索機能の不備が指摘されています。分かりやすさ向上のため、改善を検討するべきではないかと思えます。一例としては、ページ内の検索機能を追加で実装するだけでも見やすくなると思いますが、県の御見解を伺います。

また、パブリックコメントの掲載資料が県の実施要領や要綱に沿って分かりやすく作成されているかを検証し、必要な改善を行うべきではないかと考えますが、県の御見解を企画振興部長に併せて伺います。

最後に、県への提案について。

意見を送っても、きちんと回答が得られない、意見が公表されないという県民の意見がありますが、こうした声を受けて、運用の改善を図る考えがあるか、県の御見解を知事公室長に伺います。

合わせて3点、伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長(小金丸健君) 県民に開かれた県政についての3点のお尋ねのうち、まず、情報公開制度についてお答えします。

情報公開制度については、県民参加による県政を推進するため、積極的に情報を開示するとの原則に立ち、速やかに、かつ適切に運用しています。

昨年度、開示請求に対する決定件数が大幅に増加した主な理由は、請求内容が複数課にわたるものや、請求された文書が膨大で、段階的な決定が必要となる包括的な請求及び類似の内容の請求が繰り返し多数なされたためです。

近年、こうした開示請求が頻繁に行われており、決定件数の増加が顕著になっています。審査請求においても、同様の傾向が見られます。

このため、昨年10月から、情報公開・個人情報保護審議会の開催回数を増やし、審議の迅速化を図るとともに、委員増員の検討も進めているところです。

県としては、情報公開制度が広く県民の皆様の知る権利に資するものとなるよう、引き続き適正な制度運用に努めてまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) パブリックコメントについてお答えします。

この制度は、より透明性の高い県政、そして県民の皆様の県政への積極的な参画の推進を目的としています。

この点を踏まえ、まず、1点目のホームページの改善についてお答えします。

県では、これまで、企画課のページにおいて、意見募集中の案件に加え、既に意見募集が終了した案件についても、その結果を掲載し、県民の皆様への周知を図ってまいりました。

しかし、トップページからこのページにたどり着くためには、複数の階層があり、県民の皆様からも改善を求める御要望をいただいております。

そこで、県では、新たにパブリックコメント専用の特設ページを設けるとともに、トップページからリンクできる改変を、本年2月に行いました。

これにより、意見募集の情報を求める県民の皆様が、よりスムーズに情報検索できる環境が整いました。今後も、適宜改良を加えてまいります。

次に、2点目のパブリックコメントの掲載資料についてお答えします。

パブリックコメントの実施においては、その手続を定めた実施要綱等の規定により、意見募集の対象となる計画等の素案に加え、県民の皆様により分かりやすくするために、素案を策定した趣旨、背景やその他の関連資料で構成される素案の概要を付して意見募集を行うこととしています。

今後、パブリックコメント制度の主管課である企画課において、改めて制度趣旨や具体的な実施方法を全庁的に周知徹底するとともに、これに則した運用が各所属で行われているかを確認する仕組みを導

入してまいります。

パブリックコメントの制度趣旨を踏まえ、この制度が適切に運用されるよう、継続的な改善に努めてまいります。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 県への提案制度についてお答え申し上げます。

県では、くまもと新時代共創基本方針の下、県民が主人公の県政の推進に向け、現場に出向き、県民の皆さんや市町村、関係団体の方々の声を聴き、政策に反映する現場主義を実践しております。

広く県民の御意見を聴く公聴事業といたしましては、知事が県内市町村に出向き、県民の皆様と直接意見交換を行うお出かけ知事室、県民の皆様から県政に対する御提案や御意見をいただく県への提案制度、さらに、県政全般についての相談を受ける県民行政相談室がございます。

その中で、県への提案制度は、県民の皆様から、いつでもホームページやお手紙などで県政に対する御提案や御意見をいただく制度であり、いただいた内容を県政運営に反映することを目的としております。

県民の皆様からは、日々様々な御提案や御意見をいただいておりますが、そのうち回答を御希望される方には、現状や県の方針を踏まえ、できる限り丁寧な回答に努めております。

なお、多くの方から同様の御意見をいただくような県民の皆さんの関心が高い事柄につきましては、県政の動きを広く発信する観点から、御意見の概要と県からの回答をホームページに公表しているところでございます。

県民が主人公の県政を推進するため、様々な広聴の機会を県民の皆様に知っていただくことは大切なことであり、しっかり周知を図っていくとともに、県民の皆様の声を聴き、政策に生かしてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 まず、情報公開制度について、総務部長から、県が積極的に情報開示に取り組んでいること、また、増加した開示請求に対応するため、審議会の回数増加や委員の増員の検討が進められていることについて御答弁いただきました。

一方で、開示請求が増加し、請求内容が複数課にわたるという現象については、その背景には、開示請求に至るまでのやり取りが円滑に進んでいないことが影響しているのではないかと考えます。そのため、開示請求に至るまでの経緯を丁寧に精査し、複数課が横断的に連携できる仕組みを構築することが重要だと思います。

県への提案や県内各地で行われている住民説明会等についてもそうですが、そうしたふだんからの県民とのやり取りの円滑化が開示請求の増加という現象に対する本質的な解決につながると思いますので、そういった観点も踏まえて、今後とも御努力いただければと思います。

次に、パブリックコメント制度について、企画振興部長から御答弁いただきました。

現在では、御答弁のとおり、県のトップページからパブリックコメントのページに飛べるようになっ

ていて、募集中の案件も以前より見やすくなっておりまして、大変ありがたく、感謝をしております。引き続き、改善に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

また、掲載資料については、御答弁にもありましたとおり、企画課から各課へよくよく周知をされていると思います。御答弁のとおり周知、実行されていれば、見やすく、分かりやすいパブリックコメントが出来上がる実施方法であろうと思います。

しかし、パブリックコメントの実際のページを見てみると、それぞれの各所管課がそのとおりに運用しているのか疑問があるため、結果として各担当課への問合せや県への提案、それでもうまくいかなければ情報開示請求の増加など、そういったものにつながる負の連鎖となってしまうため、これは本当に難しいとは思いますが、御答弁にありました各部署への運用確認の仕組み、ぜひ進めていただきたいと思います。

最後に、県への提案について、知事公室長より御答弁いただきました。

様々取り組まれている中で、県への提案についても、丁寧に対応をされているとのことでした。実際に、真面目にしっかりと取り組んでおられると思います。

その上でですが、しかしながら、県のホームページに公表されているものが、令和6年度上期分で10件ほどです。2024年の応募の総数にはなりますが、約400件ほど伺っております。もちろん、この10件というのも、集約したものですから、実際の件数はもっと多いと思いますが、それでもやはりかなり限られた公開状況となっていると感じます。

広聴と、広く聴くことももちろん重要ですが、主な案件としてこの10件発信をされているのは、やはり広く発信をする広報の観点も当然重要視されているからこそその取組だと思えます。

大阪府やお隣の福岡県では、府民の声や県民の声というページを通じて同様の施策が展開されております。県民からの意見や担当課からの回答が詳細に見れる、公開されている仕組みになっております。

個人情報への配慮はもちろん重要ですが、本県への提案についても、投稿フォームに公開可否の選択肢を加え、可能な限り多くの意見や回答を公表し、県民に知っていただくことが、県政の透明化を進め、県民が主人公の県政へと近づく大きな一歩になると考えます。他県の事例も参考にし、公表の観点からも、情報の見える化、分かる化を進めていただきますよう、要望いたします。

次の質問に移ります。

4つ目、県有地管理の考え方についてです。

ちょっとこれは先ほどの岩中議員とかぶるんですけれども、御容赦いただけたらと思います。

県有地管理について。

近年の熊本県内では、TSMCの進出をはじめとする大規模な開発プロジェクトが相次いでおり、県経済に多大な影響を及ぼしています。

2024年の九州フィナンシャルグループの試算によると、2022年から2031年の10年間で、県内への経済波及効果は累計で11兆1,920億円と推計されており、県内総生産への影響額は約5兆1,182億円と見込まれています。

また、TSMCの第1工場は、1,700人の直接雇用が予定をされており、関連産業を含めた雇用効果は全体で7,500人に上るとされています。

これらの開発に伴い、地価の高騰やインフラ整備の必要性など、地域社会への影響も顕著に現れています。県内各地で土地の取得競争が激化し、地域住民の生活環境にも変化が及んでいます。

そのような中で、先月のニュースで飛び込んできたのが、高森町の阿蘇ソフトの村用地の売却問題でした。

阿蘇ソフトの村用地は、県がソフトウェア関連企業の誘致と地域活性化を目的として、高森インテリジェントバレー構想を掲げ、多額の投資を行い、整備をしようとした区画でした。

しかし、結果的に用地買収はうまくいかず、最終的な投資額約4億8,000万円に対し、その38分の1である1,249万円という、極めて低い価格で民間に売却される予定です。

加えて、この地域は、土砂災害の警戒区域にも指定をされており、安全面での課題も指摘されています。災害リスクの高い地域において、適切な対策が講じられていないまま土地が売却されたとすれば、今後の開発や土地利用計画において、大きな問題になる可能性があります。

また、売却後の転売による投機の懸念や最終的にソーラーパネルが設置されるのではないかという不安も耳にします。県有地の売却に当たって、適切な用途や将来的な土地利用計画が十分に考慮されていたのか、疑問が残るところです。

このような状況下で、県有地の売却や事業開発における適正価格での取引、そして、県民への公平性と透明性の確保が一層重要であり、適切な基準とプロセスの策定、運用を通じて県民の信頼を得ることが求められると思います。

そこで、以下の点について伺います。

1つ目、県有地の売却価格の算定基準はどのように決定されているのか。また、今後見直す予定はあるのか。

2つ目、災害警戒区域内の土地を売却する際のリスク評価はどのように行われているのか。

3つ目、売却後の土地利用について、転売や用途変更による投機的利用を防ぐため、県はどのように取り組んでいるのか。売却後の土地所有者に対し、監視や指導を行っているのか。

これらの点について、県の方針と今後の対応について、総務部長に伺います。

〔総務部長小金丸健君登壇〕

○総務部長(小金丸健君) まず、県有地の売却価格の算定基準と今後の見直しについてお答えします。

売却価格の算定基準として、用地等の評価に関する基準に基づく不動産鑑定評価を行い、その評価額を売却予定価格として算定しています。

また、不動産鑑定評価から一般競争入札の告示までに時間を要した場合には、最寄りの公示地の公示価格または県基準値の基準価格の年間変動率に基づき、時点修正を行った上で売却予定価格を決定しています。

一般競争入札への応札がなかった場合は、先着順による売却を公告し、それでも応札がなかった場

合、売却予定価格を補正して、再度の一般競争入札を実施するなど、売却できるよう努めています。

このように、現在の算定基準は、市場動向等を踏まえつつ、柔軟に売却予定価格の評価が可能な仕組みであり、売却を円滑に進めることができる基準と考えています。

現時点での見直しの予定はありませんが、今後も社会情勢及び経済状況等を注視しつつ、適切に対応してまいります。

次に、災害警戒区域内の土地売却の際のリスク評価についてお答えします。

売却予定の県有地については、ハザードマップや県有地が所在する市町村への聞き取りにより、自然災害のリスクを事前に把握しています。

その上で、売却予定価格の基礎となる不動産鑑定評価においては、自然災害を含めたリスクを考慮し、原則として減額した評価が行われます。その評価額を基に売却予定価格を決定し、リスクを反映する仕組みとしております。

最後に、売却後の投機的利用の防止のための監視や指導についてお答えします。

県有財産の売却に当たっては、契約締結の日から10年間、売買物件を暴力団の事務所等の用に供し、または供されることを知りながら、第三者へ所有権を移転もしくは転貸してはならないこととしております。

また、随意契約の場合、県有財産売買契約書において、用途指定の条項を必ず設けることとし、契約締結の日から10年間は、県が指定した用途で使用するよう定めています。

こうした義務の履行を確認するために、県は、随時実地調査を実施し、または買受け者に対して所要の報告を求めることとしています。

なお、こうした義務に買受け者が違反した場合、買受け者は県に違約金を支払うことになり、県は売買契約を解除することができるものとしています。

県としては、今後とも、市場のニーズや地域特性、リスク等を踏まえつつ、適正かつ柔軟なルールの下での県有地の管理、運用に努めるとともに、売却等を通じた有効な利活用を推進してまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 総務部長に御答弁いただきました。

まず、県有地の売却価格算定基準について、不動産鑑定評価を基に価格を決めているとのことでした。

基準はしっかりとしていて安心をしましたが、その前提として、購入時に宅地として算定をし、売却時に林地として算定をするような背景があり、今回の阿蘇ソフトの村のような価格差になってしまったと思いますので、土地の取得や管理、その後の方針をしっかりと思い描きながら、この土地について取り組んでいただきたいと思います。

次に、災害区域のリスク管理や県有地売却後の投機的利用の防止の仕組みについては、引き続き取り組んでいただくとともに、売却後の土地利用に関して、地域住民にとって重要な課題であることを再確認し、適切な監視や指導を徹底していただきたいと思います。

最後に、SNSを利用した犯罪から子供たちを守るためにという要望をいたしたいと思います。

これは、いわゆる闇バイトについてですが、昨日の城下議員の話と多分に重複する部分がありますが、警察というよりは教育の分野で要望をしたいと思います。と言いつつ、警察にも少しかぶりますので、ちょっと御容赦いただけたらと思います。

SNSを利用した犯罪から子供たちを守るために、近年、いわゆる闇バイトという言葉が広く浸透し、SNSを通じた犯罪勧誘が深刻な社会問題となっています。例えば、高額報酬や簡単なお仕事といった甘い誘い文句に乗せられ、知らぬ間に犯罪に関与し、人生を狂わせる事例が後を絶ちません。

特に、SNSを利用した犯罪の巧妙さが増し、若者が安易な気持ちで闇バイトに応募した結果、現在は特殊詐欺等の実行役に10代、20代の若者が多く関与するようになっていきます。彼らの多くは、最初は軽い気持ちで関わったものの、後戻りできなくなり、最終的には犯罪組織の一員として摘発されるケースが増えています。

このような状況の背景には、SNSを通じた犯罪の勧誘が巧妙化し、若者がリスクが少ないと錯覚してしまうことがあります。また、情報モラルの知識不足により、犯罪の危険性を正しく理解しないまま関与してしまうケースも少なくありません。さらに、家庭や学校とのつながりが希薄になり、相談できる大人がいないことで、1人で判断しやすい環境が生まれていることも影響していると考えられます。

警察庁の統計によると、全国の刑法犯の認知件数は、2022年以降、3年連続で増加をし、2024年は約73.8万件に達しました。特に、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は1,989.5億円と過去最悪を記録しており、その中でも闇バイトを通じた強盗等の凶悪犯罪の発生が深刻な問題となっています。

県内においても、闇バイトのリクルーターとして少年3名が検挙された事案が報道されており、10代や20代の若者たちが闇バイトの危険にさらされていることが懸念されます。

このような状況を踏まえ、子供たちが正しい知識と判断力を身につけ、犯罪の未然防止へとつなげるために、学校現場における非行防止教育や情報モラル教育のさらなる充実を、また、県警察におかれましては、青少年への犯罪防止対策の一層の強化を図られますように要望をいたします。

また、学校現場におかれては、保護者が学校に任せきりにするのではなく、家庭での防犯教育の徹底や異変を感じたら速やかに警察へ通報するという姿勢を持ってもらえるような助言、啓発を行っていただきますよう、併せて要望をいたします。

以上で私の質問と要望が終わりましたが、ちょっと時間が余りましたので、今の闇バイトについての補足をさせていただきたいと思います。

闇バイトの実際の手口として、さっき言ったように、5万円とか10万円、そんなおいしい話はないぞと、これも引っかかってしまう方もいらっしゃるからならないとは思いますが、その闇バイトの導入としては、例えば1万円とか5,000円からの案件もあると聞いています。

まずは、SNSで家の周りの猫の写真を撮ってほしいとか、それで5,000円とかそういう少額ですね。これは、結局、簡単な案件を通じて、まずはその指示役との信頼の獲得とその実行役の個人情報

得ることが目的でありますので、まずはそういった安全な案件から、とにかく学生証や保険証、それから自宅の玄関までの動画を提出するようにと、そういうもので逃げられないようにして徐々に徐々に、例えば、夜、明かりのついている家、ついていない家の調査等、徐々に怪しい方向に持っていくケースがあると聞いています。

昨日の警察本部長の御答弁にもありましたとおり、いわゆる今おとり捜査のようなものの取組が始まっていると聞いております。これにより、より実態に即したケースの情報も今後蓄積されると思いますので、そうした情報も随時教育現場や広く県民の皆様に公表をいただき、これ以上の闇バイトの被害拡大に歯止めがかかりますよう、引き続き取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

以上で私の今回の質問、要望について、終わりたいと思います。

御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。(拍手)